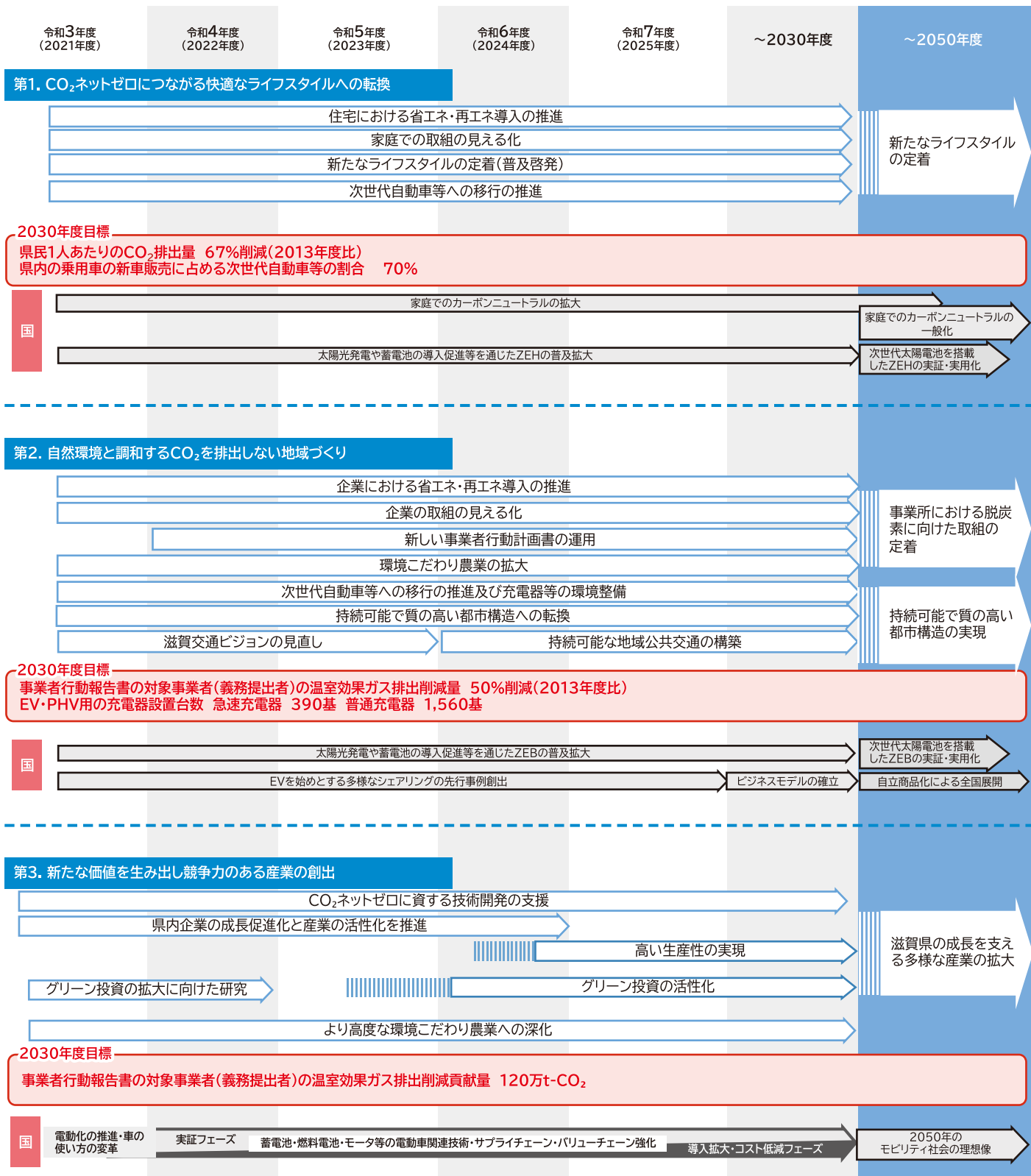
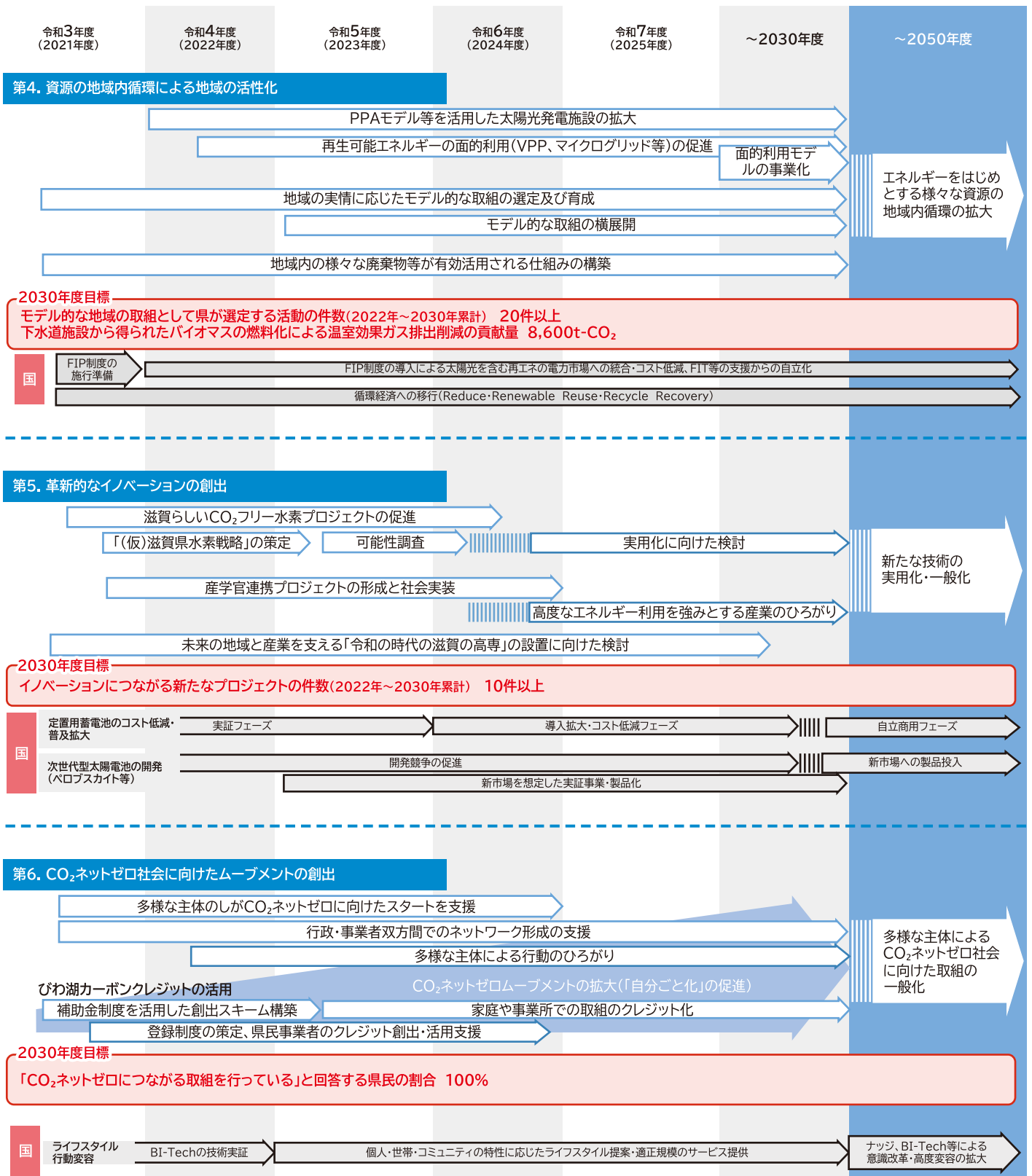
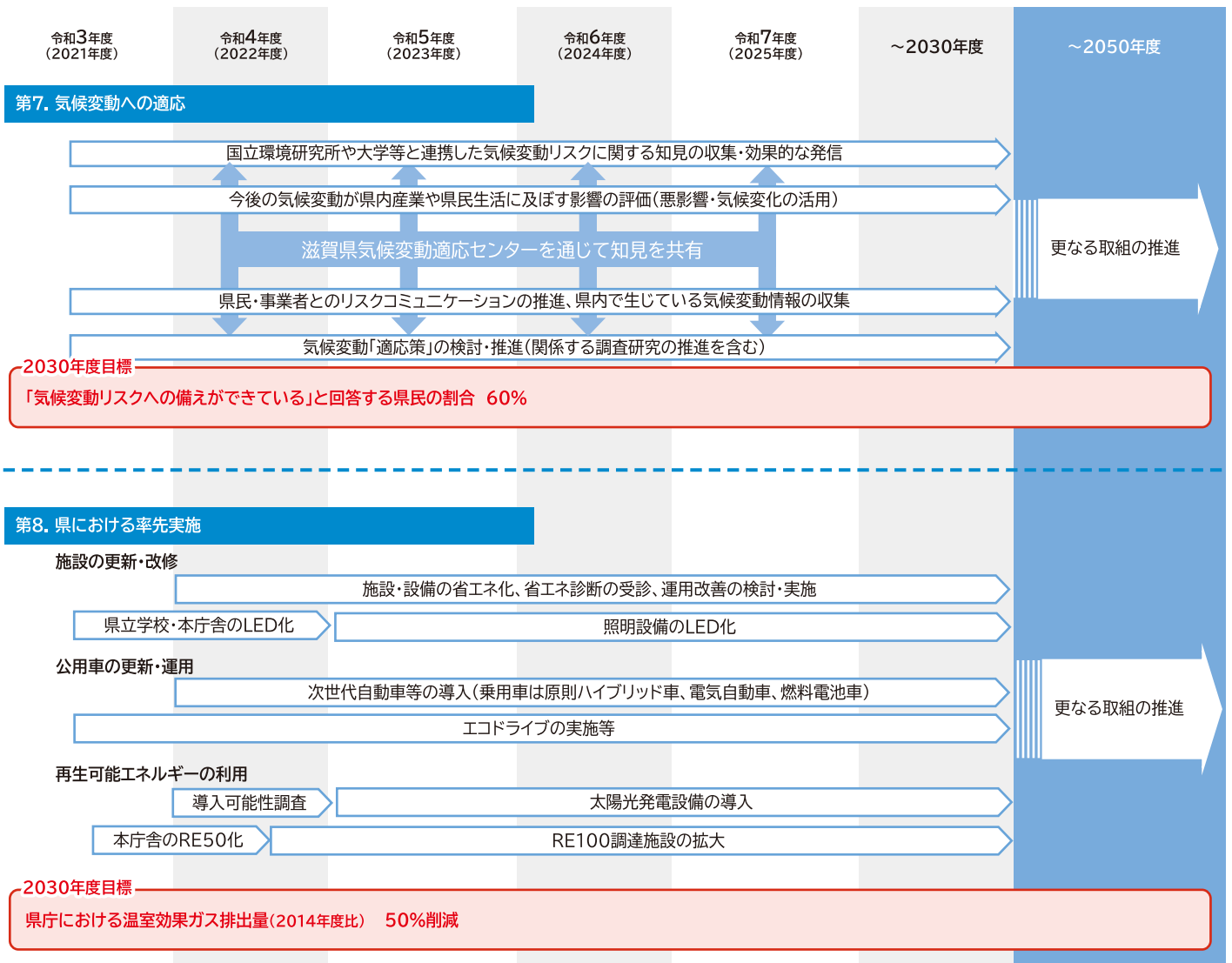


目標達成に向けた行程







用語集

| | 用語 | 用語解説 |
|------------|--|--|
| 0-9 | 3010運動 | 宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を食べ切るよう呼び掛ける運動のこと。 |
| A-Z | BEMS | 商業ビル、オフィスビルなどのビルの室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのエネルギーマネジメントシステム 温度や人の感知などのセンサーや、空調や給湯の制御機器とそれらを最適に稼働させるためのシステムからなる。Building Energy Management Systemを略してBEMS（ベムス）と称しており、工場向けのFEMS（フェムス）、住宅向けのHEMS（へムス）などがある。 |
| | BI-Tech | ナッジ等の行動科学と先端技術の融合（Behavioral Insights × Technology） 日本版ナッジ・ユニットBEST（事務局：環境省）が提唱 日々の生活における行動情報をデジタル化して集約・解析し、行動科学やAI に基づいて一人一人に合ったエコで快適なライフスタイルを提案し暮らしをサポートする高度なシステム技術 |
| | CCUS | Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略 発電所や化学工場などから排出されたCO ₂ を分離・回収し、有効利用または地下へ貯留する技術 |
| | COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議) | 2015年11月から12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとしてパリ協定が採択された。 パリ協定は、先進国だけでなく全ての主要排出国を含む協定であり、長期目標として産業革命以前からの気温変動を2℃以内とし、各国は1.5℃に抑える努力をすることに言及した。 また、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する仕組み、気候変動への適応に関する長期目標の設定、先進国に加え途上国も自主的に資金を提供すること等が定められている。 |
| | ESG投資 | 従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のことを指す。 投資にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則（PRI）に、日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2015年に署名したことを受け、日本においてもESG投資が広がっている。 |
| | FIP | FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進する制度 |
| | FIT | 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取れることを国が約束する制度 |
| | HEMS | Home Energy Management Systemの略。詳細は「BEMS」を参照 |
| | IPCC | Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略称 国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場 |
| | Jクレジット制度 | 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO ₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度 |
| | RE100 | 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ |
| V2H V2B | Vehicle to Home、Vehicle to Buildingの略で、自動車に搭載された蓄電池から家庭（Home）や建築物（Building）に電力を供給できる機能 | |

| | 用語 | 用語解説 |
|-----|------------|--|
| A-Z | VPP | 工場や家庭などが有する分散型のエネルギーリソース一つ一つをIoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術により束ね(アグリゲーション)、遠隔・統合制御することで、電力の需給バランス調整に活用する仕組み あたかも一つの発電所のように機能することから、「仮想発電所:バーチャルパワープラント(VPP)」と呼ばれる。 |
| | ZEB ZEH | 高断熱外皮、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる建築物または住宅 ZEB(ゼブ): Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) ZEH(ゼッチ): Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) |
| あ行 | うちエコ診断 | 環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いた家庭向けのエコ診断 うちエコ診断を受診する家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なく実行できる省CO ₂ ・省エネ対策を提案する。 |
| | エコ・スクール | 将来の社会づくりの主役である児童生徒が主体的に環境学習・保全活動に取り組む力を身につけるため、学校全体で地域の人と連携しながら環境学習をする活動で、滋賀県では平成13年度(2001年度)から始まった。エコ・スクールの登録をし、計画に基づく活動を実践した学校には、知事から認定証が交付される。 |
| | エコドライブ | アイドリングストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなど、環境に配慮した、排出ガスを低減する運転の方法 |
| | エシカル消費 | 人や社会・地域・環境に配慮したモノやサービスを“選んで”消費すること。 「エシカル」は英語で「倫理的・道徳的」という意味 |
| か行 | カーシェアリング | 自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム 利用時間や回数に応じた料金設定による適正な利用、車の共有による資源消費の効率化といった効果がある。利用者における車の維持費の低減の経済的メリットや都市における駐車場問題の解消というメリットも期待される。 |
| | カーボンニュートラル | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。「CO ₂ ネットゼロ」「脱炭素」と同意 |
| | 環境家計簿 | 家庭での電気・ガスなどのエネルギーの使用量を記入し、どのくらいの二酸化炭素などが排出されているかを知ることができる家計簿 普段の生活が環境にどれだけ負荷を与えているかを客観的に評価できるとともに、家計の節約にも役立つ。 |
| | 関西広域連合 | 広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担うべき事務を行うために、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県を構成府県として平成22年12月に設立された特別地方公共団体(平成24年4月に大阪市、堺市が、平成24年7月に京都市、神戸市が、平成27年12月に奈良県が参加) 事務を行う7分野のうち「広域環境保全」では、温室効果ガス削減、再生可能エネルギー導入拡大、府県を越えた鳥獣保護管理の取組(カワウ対策等)、循環型社会づくりなどの広域取組を行っている。 |
| | 気候変動適応法 | 気候変動リスクの回避軽減(適応策)を推進するための法律として、平成30年6月に制定。国、地方公共団体、事業者、国民の担うべき役割が明確化されるとともに、国はおおむね5年ごとに気候変動影響評価を行い、その結果をもとに「気候変動適応計画」の策定を行うこととなった。 また、地方公共団体には、地域気候変動適応センターに係る体制確保等が求められた。 |

| | 用語 | 用語解説 |
|----|-----------------|---|
| か行 | 気候変動枠組条約 | 気候変動に関する国際連合枠組条約 地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。 |
| | グリーンボンド | 企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券 |
| | グリーン購入 | 商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものになるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。 |
| | グリーン投資 | 環境問題に配慮した経済活動への投資 |
| さ行 | 滋賀県気候変動適応センター | 地域にける気候変動適応を推進する拠点として、気候変動適応法に基づき平成31年1月に設置 国立環境研究所と連携し、本県の現状や課題を踏まえて気候変動影響に関する情報の収集、分析等を進めることで、関連する試験研究の推進や施策の検討、啓発の実施につなげる。 |
| | 事業者行動計画書制度 | 県内事業者に対し、CO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けた、計画的な取組を促すための制度 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例に基づき、一定規模以上の事業者に対して、省エネ等の取組、事業活動を通じて他者のCO ₂ 削減に貢献する取組、再エネ設備の計画的な導入等について定めた計画書と、計画に対する毎年度の実績報告書の提出を求め、それらを県が公表することで取組の水平展開を図る制度 |
| | 次世代自動車 | 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）など、CO ₂ などの温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車 |
| | 持続可能な開発目標（SDGs） | 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals） 2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。 |
| | 省エネナビ | 家庭の電気使用量や電気料金、CO ₂ 排出量等をリアルタイムで表示する機器 |
| | 水素エネルギー | 利用段階ではCO ₂ を排出しない脱炭素型のエネルギー媒体 今後、民生・産業部門の分散型電源システムや輸送用途の有力なエネルギー源の一つとして一層の活用が期待されている。 |
| | スマートコミュニティ | スマートグリッドによる電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギー全体の需要・供給体制の構築、地域の交通システムや市民のライフスタイルの変革までも幅広く含む、エリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの考え方 |
| | スマートホームデバイス | インターネット回線を利用したスマートホームシステムを構築する機器や装置 |
| | スマートメーター | 毎月の検針業務の自動化やHEMS等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計 スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や省エネへの寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待される。 |

| | 用語 | 用語解説 |
|----|----------------------------------|--|
| た行 | 第6次エネルギー基本計画 | エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画 脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなど、エネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえた「第6次エネルギー基本計画」が令和3年10月に閣議決定された。 |
| | 地球温暖化対策推進法 (地球温暖化対策の推進に関する法律) | 地球温暖化対策を推進するため、平成10年に制定された国の法律(略称:温対法) 温室効果ガスの排出量の削減等のための国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明記し、地方公共団体実行計画の策定や、一定以上の温室効果ガスを排出する者に対する排出量の報告義務、地球温暖化防止活動推進員の役割、などについて定められている。 令和3年6月には、2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記され、地域脱炭素化促進事業について定められた「改正温対法」が公布された。 |
| | 地球温暖化防止活動推進員 | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化対策に関する知識の普及や温暖化防止のための啓発活動を行う。滋賀県では、直近募集のあった令和2年4月1日時点で105人が知事の委嘱を受けている。 |
| | 地球温暖化防止活動推進センター | 地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性に関する啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員や民間の団体の支援活動等を行う組織 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人のうちから都道府県または指定都市等が1箇所を限って指定する。 |
| | 適応策 | 気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して回避・軽減を行う「適応」を進めること。 国は適応策を法的に位置づけ、関係者が一丸となって施策を推進するため、平成30年6月に「気候変動適応法」を制定し、同年11月に「気候変動適応計画」を策定した。 |
| | 天然ガス コージェネレーション | 天然ガスを燃料として、家庭や事業所等の電力や熱が必要な場所で発電し、その際に発生する熱を温水や蒸気の形で利用するシステムのこと。ガスエンジンやガスタービンの駆動によって発電するものと、燃料電池によるものとに分けられる。 |
| | トップランナー制度 | 1998年の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の改正により導入された制度 家電や自動車等の製品を指定し、その時点で最も消費電力量や燃費水準等が優れた製品を参考に数値基準を定め、製造事業者及び輸入業者に対し、出荷する製品が目標年度までに当該基準を満たすことを求めるもの。 |
| な行 | 燃料電池 | 水素と酸素の化学的な結合反応によって直接、電力を発生させる装置。家庭用の装置としては、都市ガスやLPガスから生成する水素と空気中の酸素を反応させて発電し、この反応により生じる排熱を給湯にも利用することによりエネルギー利用効率を高くした、省エネ・省CO ₂ 型の機器が商品化され、また、燃料電池自動車も販売されている。 |
| は行 | ヒートショック現象 | 温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動することによって、失神したり心筋梗塞や脳卒中といった血管の病気を引き起こす健康被害 |
| | びわ湖カーボンクレジット | 滋賀県内で創出されたJ-クレジット ※詳細は「J-クレジット」を参照 県民・事業者の活用および創出を促すことで、CO ₂ ネットゼロにつなげる取組を推進している。 |
| | 琵琶湖の全循環 | 日光が届かず、表層の水が供給されない琵琶湖北湖の深層部の湖底においては、沈降した有機物(プランクトンの死骸など)が分解され、水中の酸素(溶存酸素)が消費されて濃度が下がる現象(低酸素化)がみられる。湖底の溶存酸素濃度は、毎年10~11月頃に最も低い状態となるが、1~2月頃には、酸素を多く含んだ表層水が冷やされて沈み込み、低層部の水と混じり合うことで回復する。この湖水の鉛直混合を琵琶湖の全循環(琵琶湖の深呼吸)と呼ぶ。湖底の溶存酸素が減少すると、底泥から栄養塩類などが溶け出し、水質悪化の原因となる。 平成30年度に昭和54年度の調査開始以降初めて全層循環が確認できない現象が発生し、2年連続で確認できない状態が続いた。 |

| | 用語 | 用語解説 |
|----|--------------------|--|
| | フードドライブ | 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動のこと。 |
| | プラグインハイブリッド車 (PHV) | 外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO ₂ や排気ガスを出さない電気自動車の長所と、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車 |
| ま行 | マイクログリッド | 地域の再生可能エネルギーと蓄電池等の調整力、系統線を活用して電力を面的に利用する新たなエネルギーシステム |
| | マザーレイクゴールズ (MLGs) | 「琵琶湖」を切り口とする「琵琶湖版のSDGs」として、琵琶湖に関わる多様な主体とともに、令和3年7月1日に策定 2030年の琵琶湖と琵琶湖に根ざす暮らしに向けた13のゴールを設定 |
| ら行 | リスクコミュニケーション | 住民、事業者、行政、研究者、専門家などが、リスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。 |
| | レジリエンス | 一般的に「復元力、回復力、弾力」などと訳される言葉で、近年は特に「困難な状況にもかかわらず、しなやかに適応して生き延びる力」という心理学的な意味で使われるケースが増えている。さらにその概念は、個人から企業や行政などの組織・システムにいたるまで、社会のあらゆるレベルにおいて備えておくべきリスク対応能力・危機管理能力としても注目を集めている。 |
| わ行 | ワンウェイ | 通常一度でその役目を終えること。 |

計画策定の経過

滋賀県環境審議会 CO₂ネットゼロ部会(旧:温暖化対策部会) 開催状況等

| | |
|------------|--|
| 令和2年 6月19日 | 2050年のCO ₂ ネットゼロ社会像 について |
| 令和3年 1月25日 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりの取組の方向性 について |
| 3月15日 | 滋賀県低炭素社会づくり推進計画・しがエネルギービジョンの取組総括 |
| (6月 4日) | 知事から環境審議会会長宛てに諮問 |
| 6月21日 | (仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の見直しの方向性について |
| 9月13日 | (仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の素案 について |
| 11月19日 | 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の原案(答申案) について |
| (12月 1日) | 環境審議会会長から知事宛てに答申 |

滋賀県環境審議会 CO₂ネットゼロ部会委員名簿

| | |
|---------|---------------------------|
| 伊 吹 英 明 | 近畿経済産業局長 |
| 梅 木 洋 一 | 滋賀森林管理署長 |
| 大 坪 正 人 | 近畿農政局長 |
| 小 川 長 利 | 一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長 |
| 木 村 禎 | 滋賀経済団体連合会(一般社団法人滋賀経済産業協会) |
| 坂 下 靖 子 | たかしま市民協働交流センター事務局長 |
| 島 田 洋 子 | 京都大学大学院工学研究科准教授 |
| 関 根 達 郎 | 近畿地方環境事務所長 |
| 東 野 達 | 京都大学名誉教授 |
| 橋 川 涉 | 滋賀県市長会(草津市長) |
| 橋 本 征 二 | 立命館大学理工学部教授 |
| 東 川 直 正 | 近畿地方整備局長 |
| 南 村 多津恵 | 公募委員 |
| 山 本 芳 華 | 平安女学院大学国際観光学部教授 |

滋賀県環境審議会 専門委員名簿

| | |
|---------|--------------------|
| 稲 葉 稔 | 同志社大学理工学部教授 |
| 高 村 ゆかり | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 |
| 手 塚 哲 央 | 京都大学名誉教授 |
| 李 明 香 | 立命館大学理工学部准教授 |

令和3年(2021年)11月現在 敬称略 五十音順

滋 ぜ ろ 推 第 7 5 号
令和3年(2021年)6月4日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造

(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の策定について (諮問)

本県のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

「(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の策定について

2 諮問理由

地球温暖化による気候変動が世界共通の課題となっている中、低炭素化から脱炭素化に向けた世界的な潮流が加速化しています。

本県においても、琵琶湖の全層循環が確認できない現象が発生するなど、環境への影響が現れ始めていますが、そうした中、本県では令和2年1月、2050年CO₂排出量実質ゼロを目指して、県民や事業者など多様な主体と連携して取り組んでいく「“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメント」キックオフ宣言を行いました。

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」宣言、令和3年4月には2030年度までの国の温室効果ガスの排出削減の目標を2013年度比で46%（従来の目標26%）とすることが示されています。

こうした国内外の動向や変化を踏まえ、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」および「しがエネルギービジョン」の見直しを行い、本県のCO₂ネットゼロ社会の実現に向けた施策や取組の推進を図るため、「(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」として策定することとし、貴審議会の意見を求めます。

滋 環 審 第 1 8 号
令和3年(2021年)12月1日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正および(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の策定について (答申)

令和元年(2019年)12月12日付け滋温対第164号で諮問のあった滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正および令和3年(2021年)6月4日付け滋ゼロ推第75号で諮問のあった(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の策定について、当審議会における審議の結果を別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

つきましては、この答申を滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正および(仮称) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の策定に当たり、できる限り反映し、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、多様な主体との連携・協働の下、施策を総合的かつ効果的に推進されることを期待します。

■しがCO₂ネットゼロ推進協議会 開催状況等

| | |
|------------|---|
| 令和2年 8月 5日 | しがCO ₂ ネットゼロに向けた現状と課題について |
| 令和3年 1月18日 | しがCO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けた取組の方向性について |
| 6月18日 | (仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の見直しの方向性 について |
| 9月10日 | (仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の素案 について |
| 11月22日 | 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の原案 について |

■しがCO₂ネットゼロ推進協議会委員

| | |
|---------|--|
| 秋 山 道 雄 | 滋賀県立大学名誉教授 |
| 芦 刈 義 孝 | こなんウルトラパワー株式会社 代表取締役 |
| 岡 本 多郁士 | パナソニック株式会社 暮らし事業本部 くらしアプライアンス社 ビジネスプロセスイノベーション本部 環境推進センター 環境推進部 環境運営企画課 課長 |
| 亀 井 和 也 | 湖北工業株式会社 総務部総務課 課長 |
| 後 藤 浩 之 | 一般社団法人滋賀県トラック協会 参事 |
| 嶋 崎 良 伸 | 株式会社滋賀銀行 総合企画部 サステナブル戦略室 室長 |
| 島 田 洋 子 | 京都大学大学院工学研究科准教授 |
| 高 岡 宏 治 | 関西電力送配電株式会社 滋賀支社 総務部 コミュニケーション統括グループ リーダー |
| 竹 内 辰 郎 | 滋賀県地球温暖化防止活動推進員 NPO法人滋賀環境カウンセラー協会 理事長 |
| 津 田 浩 志 | 大阪ガス株式会社 滋賀地区支配人 |
| 正 木 準 | 株式会社エスコアドバンス 代表取締役 |
| 松 田 一 郎 | 株式会社平和堂 店舗建設部企画建設課 課長 |
| 安 本 久 志 | 滋賀県電器商業組合 副理事長 |
| 山 本 勝 義 | 公益社団法人滋賀県建築士会 会長 |
| 吉 川 敦 巳 | 一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部 環境委員会委員長 |

令和3年(2021年)11月現在 敬称略 五十音順

市町CO₂ネットゼロ研究会 開催状況

| | |
|------------|---|
| 令和3年 2月 4日 | しがエネルギービジョン改定について など ※県市町エネルギー研究会 |
| 6月23日 | 「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」に向けた条例・計画類の見直しの方向性について など |
| 10月19日 | 「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」に係る条例・計画類の見直しについて など |
| 12月21日 | 「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」に係る条例・計画類の原案について など |
| 令和4年 2月10日 | 滋賀県CO ₂ ネットゼロ推進条例、計画に係るパブリックコメントの結果について など |

県民との意見交換（令和元年10月～令和3年10月） 14回 参加者数211人
 企業・団体との意見交換（令和元年10月～令和3年12月） 41回 参加組織数253組織

県民政策コメント

意見募集期間：令和3年12月16日から令和4年1月16日

意見等の提出状況：51人・団体 182件

| 対象 | 件数 | 主な意見 |
|--------------------------------------|-----|---|
| 第1章 基本的事項 | 2件 | ・滋賀県として「気候非常事態宣言」を出してほしい。 |
| 第2章 社会を取り巻く状況 | 3件 | ・1.5度シナリオにおいて「すら」どのような被害が生じるのかを県民にわかりやすく示してください。 |
| 第3章 方針と目標 | 61件 | ・滋賀県の実態をより正確に反映する独自の指数を適用することが適切であると考え。 ・2030年の50%削減という目標は少ないので、積み増しをしてください。パリ協定の1.5℃目標を達成するためには、55～62%削減が必要だと国際的な研究機関が算出しています。 ・滋賀県の再生可能エネルギー導入目標をさらに引き上げる必要がある。 |
| 第4章 CO ₂ ネットゼロ社会の実現に向けた挑戦 | 89件 | ・普段の生活の中で、合理的な行動をすれば自動的に温室効果ガスが減るような政策、制度を整えることが必要 ・環境先進県滋賀であり、循環型社会実現をメインテーマに持ってくるべき。 ・住民が主体となり、多様な主体の参加と協力の下、ネットゼロ地域づくりに取り組む活動を支援できる人財を育成すること。 |
| 第5章 推進にあたって | 13件 | ・滋賀県内の市町が、同じ目標に向かい、しっかりと連携がとれる仕組みと施策も導入してください。 ・各地での公聴会や討論型世論調査など、複数のしくみが必要 |
| 目標達成に向けた行程 | 9件 | ・明確な内容や実施期間などを盛り込んだ具体性のあるロードマップの作成をしてください。 |
| その他、計画全般 | 5件 | ・これまでの延長線上での積み上げ予算ではなく、しっかりとした予算策定により、予算を獲得してほしい。 |

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり

地球温暖化の脅威が差し迫る中、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、原発が想定どおり稼働せず、将来の見通しも不透明な状況であることを認識しつつ、再エネ拡大と省エネにより化石燃料への依存からの脱却を図り、真の意味で持続可能な社会の構築につなげる一歩として条例を改正する。

条例の目的

CO₂ネットゼロ社会づくりに関する

- ・ 基本理念、関係者の責務の明示
- ・ 県の基本的施策や取組等を規定



CO₂ネットゼロ社会づくりによる
現在・将来の県民の豊かさの確保

CO₂ネットゼロ社会の定義

温室効果ガス
排出量
実質ゼロ

地域の
持続的な
発展

気候変動への適応

基本的施策

【CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画】

- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標
- ・ 再生可能エネルギー導入目標
- ・ CO₂ネットゼロ社会づくり施策・目標
(温暖化対策・エネルギー政策・気候変動適応策)
- ・ 温室効果ガスの吸収量の目標
- ほか

各分野における取組

気候変動を緩和するための取組

事業活動

CO₂ ネットゼロへの挑戦と事業の成長・発展の両立を図る事業活動の促進

- ・ 事業者行動計画（排出削減の取組・再エネ導入の取組等）の提出
- ・ 事業者が取り組むよう努めるべき事項
(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制、製品等の開発等、消費者への情報提供、カーボンクレジットの販売等)

日常生活

ムーブメント創出を通じた県民の主体的行動の喚起

- ・ 県民等が取り組むよう努めるべき事項
(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、CO₂ネットゼロにも配慮したグリーン購入、廃棄物抑制、カーボンクレジット付き製品の選択等)

自動車等

便利でよりCO₂排出の少ない交通

- ・ 次世代自動車等の製造販売・購入等
- ・ 自動車輸送の合理化
- ・ 自動車利用者が取り組むよう努めるべき事項
- ・ 自動車管理計画の提出
- ・ (自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)

の推進に関する条例の概要



基本理念

- ① 社会構造の転換
- ② すべての者の主体的な参画
- ③ 関係者の連携と協働
- ④ 環境保全・県民生活向上・経済発展の統合的な推進
- ⑤ 地域資源の有効利用による地域活性化

関係者の責務

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 県 | 総合的・計画的な施策の策定・実施 市町等との連携、県民等の取組促進 |
| 事業者 | 事業活動を通じた自主的かつ積極的な取組 |
| 県民 | 日常生活における自主的かつ積極的な取組 |

計画の推進基盤の整備

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進体制の整備 ・ 調査研究・関連産業の育成振興 ・ 情報提供・意見交換機会の確保等 ・ 県の率先実施(省エネ推進等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組指針の策定 ・ 環境学習の推進・専門的人材の育成 ・ <u>CO₂ネットゼロに資する事務事業の企画等</u> |
|--|---|

CO₂ネットゼロ社会
づくり審議会

再生可能エネルギー等

CO₂フリーなエネルギーへの転換の加速

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー等の積極的な利用 ・ 再生可能エネルギーの地産地消 ・ 再生可能エネルギー発電設備設置に当たっての環境への配慮等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水素エネルギーの利用の促進 ・ 再生可能エネルギー供給拡大計画の提出 |
|---|---|

建築物・まちづくり

快適でエネルギー効率の高い建築物の普及拡大

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築時等の建築物に係る省エネ性能の向上・再エネ利用等の排出削減の取組 ・ 県産材使用住宅・省エネ住宅等の普及 ・ 自家用自動車に過度に依存しないまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業の立案段階の検討 |
|---|--|

森林・農業等

CO₂ネットゼロにつながる持続可能な農林水産業

- ・ CO₂ネットゼロに配慮した農業生産
- ・ 農畜水産物の地産地消
- ・ 森林の保全・整備等

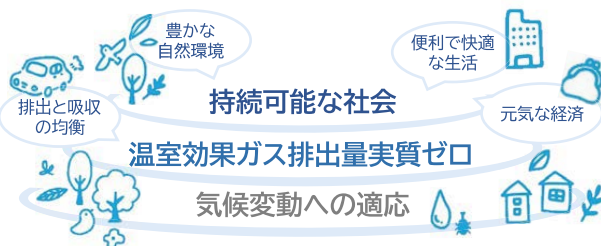
気候変動に適応するための取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策の推進 ・ 気候変動適応センターの機能確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等への啓発 |
|---|---|

施行期日：令和4年4月1日

第1章 総則

| | |
|--------|--|
| 目的 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進による現在・将来の県民の豊かさの確保と地球温暖化の防止を目的とする。 |
| 定義 | 「CO ₂ ネットゼロ社会」「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」など、この条例で使用する基本的な用語について定義する。 ① |
| 基本理念 | 2050年までのCO ₂ ネットゼロ社会の実現に向け、CO ₂ ネットゼロ社会づくりを推進するに当たって、基本とすべき考え方について定める。 ② |
| 関係者の責務 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりのために県（全体の旗振り役、市町や関係者の取組の促進）、事業者（事業活動の中での取組）、県民（日々の生活の中での取組）などがそれぞれ果たすべき役割を定める。 |

① 「CO₂ ネットゼロ社会」の定義CO₂ ネットゼロ社会CO₂ ネットゼロ社会づくりCO₂ ネットゼロ社会を構築すること

【定義】

② CO₂ ネットゼロ社会づくりの基本理念

□ 社会全体のあり方の見直し

より快適でエコなライフスタイル、新たな価値を生み出す産業、歩いて暮らせるまちづくりなど、社会全体のあり方の見直しの視点を持って取組を進める。

□ 全員参加の取組

県、事業者、県民など全員が危機感と当事者意識を持って参加することにより取組を進める。

□ 関係者の連携と協働

県、事業者、県民などが互いに連携・協働して、分野横断的・相乗的に取組を進める。

□ 環境・経済・社会のバランスの取れた発展

豊かな自然環境とより便利で快適な暮らし、競争力や雇用につながる経済発展のいずれも大切にして取組を進める。

□ 地域の資源を活用した好循環

滋賀県が有する人・金・モノ・エネルギーなどの資源を活用し、社会的・経済的効果が地域に波及するよう取組を進める。

【基本理念】

第2章 CO₂ ネットゼロ社会づくりの基本的施策第2章 CO₂ ネットゼロ社会づくりの基本的施策

| | |
|-----------|---|
| 推進計画 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりの施策を推進するための計画を策定することとし、計画に盛り込むべき事項などを定め、実施状況の報告・公表についても定める。 ③ |
| 推進体制 | 県民・事業者などと連携してCO ₂ ネットゼロ社会づくりを進める推進体制について定める。 |
| 調査研究・産業振興 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する調査研究や関連産業の育成・振興について定める。 |
| 情報提供等 | 県民や事業者などの理解の促進と、当事者意識に基づく取組につなげるための情報提供や意見交換の機会の確保などについて定める。 ④ |
| 環境学習・人材育成 | 環境学習の推進とCO ₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する専門知識・技術を有する人材の育成について定める。 |
| 県の率先実施 | 一事業者としての県がCO ₂ ネットゼロ社会づくりに向け率先して取り組む事項（省エネ、自動車、再生可能エネルギー、グリーン購入、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量など）を定める。 |
| 県の事業の企画等 | 県の事務や事業についてCO ₂ ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう企画・実施を行うことを定める。 ④ |

③ 推進体制の拡充

- 気候変動適応策やエネルギー政策も含めて分野横断的に施策を定め、より多角的な目標を設定する
 - 温室効果ガス吸収量の目標
 - 再生可能エネルギーの導入目標など【推進計画】
- 県民や事業者と情報・意見の交換を重ねながらCO₂ ネットゼロ社会づくりを進める体制をつくる【推進体制】

④ CO₂ ネットゼロ社会の基盤づく

- 全員参加のムーブメントの創出に向けた啓発・意見交換の視点を盛り込む【情報提供等】
- 環境学習に加え、より高度な専門知識・技術を持った人材の育成も盛り込む【環境学習・人材育成】
- 県の事業全般についてCO₂ ネットゼロ社会づくりの視点で企画・実施を行うことを明記する【県の事業の企画等】

* グリーン購入：商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、使用に伴う温室効果ガス排出量が少ないものなど、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。

第3章 事業活動に係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

第3章 事業活動に係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

| | |
|-----------|--|
| 省エネの取組 | 事業活動の中での省エネの取組（エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い機器の利用、冷暖房の適正使用）について定める。 |
| グリーン購入 | 事業活動で利用する品物・サービスのグリーン購入について定める。 |
| 廃棄物の抑制等 | 事業活動の中でのプラスチックごみをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用について定める。 |
| 製品開発等 | CO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発、販売・提供について定める。⑤ |
| 情報提供 | 製品・サービスに関する温室効果ガス排出量の見える化など、事業者から消費者に向けた情報提供について定める。 |
| カーボンクレジット | 県内の温室効果ガス排出量の削減に寄与できるクレジット創出の取組、県内クレジットの活用などについて定める。 |
| 事業者行動計画 | エネルギーを多く消費する事業者による CO ₂ ネットゼロ社会づくりの取組計画の作成・提出と実施状況の報告、それらの公表などについて定める。⑥ |

⑤ 事業活動を通じた貢献

- ・ CO₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する製品・サービスの開発や提供を促すための規定を新たに置く【製品開発等】
- ・ 温室効果ガスの排出削減を意識した消費の定着に向けて、排出情報が見える化を進めるための規定を新たに置く【情報提供】
- ・ びわ湖カーボンクレジットなどの仕組みを活用して県内の排出削減に貢献する取組などについて定める【カーボンクレジット】

⑥ 事業者行動計画制度の充実

- 主に年間エネルギー消費量（原油換算）1,500kl以上の事業者
 - ・ 事業者の取組のレベルアップに向けて、再エネ導入の取組を計画項目に追加する
 - ・ 制度の運用面の見直しを併せて行い、優良事業者が見える化し、取組インセンティブにつなげる
 - 格付け評価の実施
 - 公表内容の充実



【事業者行動計画】

* カーボンクレジット：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証し、取引可能とする仕組み。

第4章 日常生活に係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

第5章 建築物およびまちづくりに係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

第4章 日常生活に係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

| | |
|-----------|---|
| 省エネの取組 | 日々の生活の中での省エネの取組（エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い家電などの利用、冷暖房の適正使用）について定める。 |
| グリーン購入 | 日々の生活の中で利用する製品・サービスの温室効果ガス排出量を意識した消費行動（グリーン購入）について定める。⑦ |
| 廃棄物の抑制等 | 日々の生活の中でのごみの減量や資源の有効利用について定める。 |
| カーボンクレジット | 温室効果ガスの排出量の削減に寄与するクレジット付き製品の購入などの取組について定める。⑦ |

第5章 建築物およびまちづくりに係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

| | |
|-----------|---|
| 建築物の省エネ化等 | 建築物の新築や改修などの機会をとらえた省エネ化や再生可能エネルギーの利用などの取組と取組の普及に必要な情報の提供について定める。⑧ |
| 省エネ住宅等の普及 | 県産材を利用した住宅や省エネ住宅など、CO ₂ ネットゼロにつながる住まいの普及について定める。 |
| 開発事業での検討 | 開発事業で整備される施設での CO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる取組の検討について定める。 |
| まちづくり | 地域の実情に応じた自家用自動車に過度に依存しないまちづくりの促進について定める。 |

⑦ よりエコな消費行動へ

- ・ 温室効果ガスの排出削減を意識した製品・サービスの選択など、CO₂ ネットゼロに向けた消費行動の見直しの視点を盛り込む【グリーン購入】
- ・ びわ湖カーボンクレジットなどの仕組みの活性化につながる取組について定める【カーボンクレジット】

⑧ 快適で省エネ性能の高い建築物の普及

- ・ 建築物の新築・改修などの機会をとらえた建物・設備の省エネ性能の向上や再エネ導入の取組など、CO₂ ネットゼロにつながる建築物の普及の視点を強化する【建築物の省エネ化等】【省エネ住宅等の普及】



第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

| | |
|------------|---|
| 公共交通機関の利用等 | 自動車から公共交通機関や自転車への移動手段のシフトについて定める。 |
| 次世代自動車等の利用 | 次世代自動車をはじめとする環境にやさしい自動車の利用や開発・販売などについて定める。 ⑨ |
| エコドライブ | 適正な整備や運転により自動車の使用による温室効果ガスの排出を減らすエコドライブについて定める。 |
| 自動車輸送の合理化 | 配送の共同化やモーダルシフトなど、自動車を使った輸送の合理化の取組や宅配の再配達防止について定める。 ⑩ |
| アイドリングストップ | 自動車運転中のアイドリングストップの実施と駐車場などでのアイドリングストップの周知などについて定める。 |
| 自動車管理計画 | 自動車を多く使用する事業者による温室効果ガスの排出を減らす取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。 ⑨ |

⑨ 次世代自動車等の導入の加速

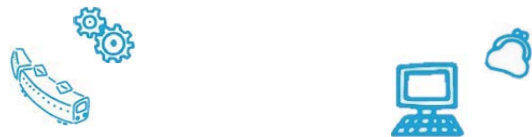
- 次世代自動車等の普及を加速するため、利用サイドの取組に加えて開発・販売サイドの取組を追加する【次世代自動車等の利用】
- 県内の事業所で100台以上の自動車を使用する事業者
- 事業用車両で率先的に次世代自動車等の導入を進めるため、制度運用において、導入割合の自主的目標の設定と目標に沿った取組を促す【自動車管理計画】



⑩ CO₂ネットゼロにつながる物流の効率化

- 物流部門での自動車利用の効率化のため、新たに配送の共同化などの輸送の合理化の取組や宅配の再配達防止の規定を置く

【自動車輸送の合理化】



*次世代自動車等：温室効果ガスを排出しないか排出が相当程度少ない自動車、原動機付自転車。電気自動車、水素自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車など。

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

| | |
|-------------|--|
| 再エネの積極利用 | 再生可能エネルギー由来の電気への切替えなど、再生可能エネルギーの積極的な利用について定める。 ⑪ |
| 再エネの地産地消 | 地域でつくられた再生可能エネルギー電力の地域内での利用をはじめ、エネルギーの地産地消の取組の推進について定める。 |
| 再エネ発電と地域の共生 | 再エネ発電設備の設置に当たって自然環境の保全や住民の生活環境の確保に配慮すべきことを定める。 ⑫ |
| 水素エネルギーの利用 | 水素エネルギーの利用の促進のための関係者の連携の促進や普及啓発などについて定める。 ⑪ |
| 再エネ電気供給拡大計画 | 電気小売供給に関して再エネ電力の供給拡大に向けた取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。 |

⑪ CO₂フリーのエネルギーへの転換

- 家庭や企業で使用する電力など、社会全体で再エネの積極的な利用を進めるための規定を新たに置く【再エネの積極利用】
- 経済的利益の還元などにより地域の活性化につながるよう、新たに地域資源を活かした再エネの生産・地域内での利用を促すための規定を置く【再エネの地産地消】
- 次世代のCO₂フリーエネルギーとして期待される水素エネルギーの利用を促すための環境整備に関する規定を新たに置く【水素エネルギーの利用】



□ 県内に電気の小売供給を行う小売電気事業者

- 利用サイドの取組と併せて、再エネ供給の取組を進めるための計画制度を創設する
- 制度を通じて再エネ由来の電気の供給の拡大に向けた小売電気事業者の取組を促す

【再エネ電気供給拡大計画】

⑫ 再生可能エネルギー発電と地域の共生

- 再エネ導入を円滑に進めていくために、再エネ発電設備の設置に当たり、自然環境や周辺住民の生活環境への配慮を求める規定を新たに置く【再エネ発電と地域の共生】

*地産地消：地域で得られた資源や地域で生産された物などをその地域で消費すること。

第8章 農業および水産業に係る CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

生産活動での配慮 温室効果ガスの排出を減らすための農業などの生産活動上の配慮について定める。

地産地消 輸送距離の短縮につながる地産地消の取組の推進について定める。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

森林の保全整備等 森林による CO₂ 吸収作用を確保するために、森林由来のカーボンクレジットの普及などを通じた吸収作用への理解促進、森林資源の利用や森林の保全整備の推進などについて定める。 ⑬

第10章 気候変動適応

適応策の推進 気候変動適応の施策の推進の基本的な考え方を定める。 ⑭

適応センターの機能 気候変動適応に関する情報収集・分析、技術的助言など、気候変動適応センターの支援機能について定める。

県民等への啓発 気候変動適応の重要性に対する県民や事業者などの理解の促進などについて定める。

⑬ クレジットの活用による 吸収源としての森林価値の見える化

- 森林整備による県内クレジット等の活用を通じた森林の吸収作用への理解促進や吸収量の確保のために重要な森林の更新の視点を盛り込む【森林の保全整備等】



⑭ 気候変動への適応

- 気候変動の適応の施策の基本的な進め方を提示する【適応策の推進】
- 滋賀県気候変動適応センターを中心に情報収集・分析、情報提供などを行い、県民や事業者の理解を促す【適応センターの機能】【県民等への啓発】

第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

審議会の設置 CO₂ ネットゼロ社会づくりについて外部の幅広い視点から調査や審議を行う機関として CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会を設置する。 ⑮

審議会の組織 CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会の組織などについて定める。

第12章 雑則

顕彰 CO₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する優れた取組を行った県民や事業者などの顕彰について定める。

県による指導等 県民や事業者などの取組に対する県による指導助言のほか、本条例上の義務に関する報告徴収・立入調査、勧告、公表について定める。

財政・税制上の措置 施策の推進のための財政・税制上の措置に努めることを定める。 ⑯

委任 条例の施行に必要な事項は、滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則で定める。

⑮ 外部の視点を取り入れた評価・助言

- 有識者や県民の参加を得て、CO₂ ネットゼロ社会づくりの施策やその進捗などについて、外部の幅広い視点から点検・評価・助言を得る体制をつくる【審議会の設置】【審議会の組織】

⑯ その他

- 新たに財政・税制上の措置に努めることを定める【財政・税制上の措置】



改正時期

令和4年4月1日施行

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の概要

前文（要旨）

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。急速に進行する地球温暖化の状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050年までに実質的にゼロとする目標をここに掲げ、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意した。

気候変動への対処を契機として、あらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。



しがCO₂ネットゼロ
ムーブメント

第1章 総則

- ◆目的（第1条）
- ◆定義（第2条）
- ◆基本理念（第3条）
- ◆関係者の責務（第4条～第7条）

第2章 基本的施策

- ◆推進計画（第8条）
- ◆施策の実施状況の報告（第9条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくり指針（第10条）
- ◆推進体制の整備（第11条）
- ◆調査研究および産業の育成振興（第12条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報提供等（第13条）
- ◆環境学習の推進および人材の育成等（第14条）
- ◆県の率先実施（第15条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等（第16条）

第5章 建築物・まちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等（第34条）
- ◆県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進（第35条）
- ◆開発事業に係る事業計画の立案段階における検討（第36条）
- ◆自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第37条）

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

- ◆再生可能エネルギー等の積極的な利用（第47条）
- ◆地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等（第48条）
- ◆再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等（第49条）
- ◆水素エネルギーの利用の促進（第50条）
- ◆再生可能エネルギー電気供給拡大計画（第51条、第52条）

第10章 気候変動適応

- ◆気候変動適応策の推進（第56条）
- ◆気候変動適応センターの体制確保（第57条）
- ◆気候変動適応に関する情報提供等（第58条）

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆事業者が取り組むよう努めるべき事項（第17条～第24条）
〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等、温室効果ガス排出量に関する情報提供、温室効果ガス排出削減量等の販売等〕
- ◆事業者行動計画制度（第25条～第27条）

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆県民等が取り組むよう努めるべき事項（第28条～第33条）
〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度等、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等〕

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆公共交通機関の利用等への転換（第38条）
- ◆次世代自動車等の購入等（第39条）
- ◆自動車等の適切な運転等（第40条）
- ◆自動車等による物資の合理化等（第41条）
- ◆アイドリング・ストップ（第42条）
- ◆駐車場設置事業者等による措置等（第43条）
- ◆自動車管理計画制度（第44条～第46条）

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆温室効果ガス排出量削減等に配慮した生産活動（第53条）
- ◆地産地消（第54条）

第9章 森林等による吸収作用の保全等（第55条）

第11条 CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第59条、第60条）

第12章 雑則

- ◆顕彰（第61条）
- ◆指導・勧告・公表（第62条～第65条）
- ◆財政上および税制上の措置（第66条）

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画

策定 令和4年(2022年)3月

発行 令和4年(2022年)6月

発行者 滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3493 FAX 077-528-4808

E-mail cg00@pref.shiga.lg.jp

URL [http://www.pref.shiga.lg.jp/](http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/305161.html)

[ippan/kankyoshizen/ondanka/305161.html](http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/305161.html)



印刷 兼松総合印刷株式会社